第１　健全化判断比率等の状況

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年６月 22 日法律第 94 号）に基づく県内市町村の健全化判断比率及び資金不足比率の算定結果は以下のとおりである。

なお、算定団体は、平成 30 年４月１日現在の市町村（全 30 団体）である。

１　平成 29 年度決算に基づく健全化判断比率

区　分	算定結果	全国状況	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	**○実質赤字の市町村はなし** ※19 年度の算定開始以来、11 年連続	赤字あり ３団体	財政規模に応じて 11.25～15.0%	20%
連結実質赤字比率	**○連結実質赤字の市町村はなし** ※19 年度の算定開始以来、11 年連続	赤字あり １団体	財政規模に応じて 16.25～20.0%	30%
実質公債費比率	**○県平均 10.7%**（前年度比▲0.4 ﾎﾟｲﾝﾄ） ※上昇 12 市町村、低下 16 市町村	全国市町村平均 6.4%	25%	35%
将来負担比率	**○県平均 108.9%**（前年度比＋6.6 ﾎﾟｲﾝﾄ） ※上昇 18 市町村、低下９市町村	全国市町村平均 33.7%	350% （政令市は 400%）	－

２　平成 29 年度決算に基づく資金不足比率

算定結果	全国状況	経営健全化基準
○経営健全化基準以上の公営企業会計はなし ※算定対象は 30 市町村、3 一部事務組合等 128 会計 ※19 年度決算に１会計該当して以来、10 年連続	経営健全化基準以上：11 会計	20%